平成 24 年度公共事業等事前評価調書（簡易型）

（土石流被害の防止による評価）

（区分） 国補

事業名	復旧治山事業（通常）	事業箇所	南巨摩郡	身延町	大城	地区名	大城(おおじろ)	事業主体	山梨県

(1)事業概要

①課題・背景

本箇所は、南巨摩郡身延町大城地区に位置し、集落で唯一の交通手段である県道と隣接している。平成２３年９月に発生した台風12、１５号による集中豪雨により渓流から発生した大量の不安定土砂が堆積し、土石流発生の恐れが高まったため、土砂流出防止対策を早急に実施し、下流保全対象の保護を図る必要がある。

②整備目標・効果

□主要目標

〇土石流被害の防止
保全対象　民家14戸、県道1000m
緊急度・危険度　19≧ 10 点 ※
被害軽減額　531≧ 340 百万円 ※
（※：評価基準値）

□副次目標

ー

□副次効果

ー

(2)整備内容と整備量

①整備内容	谷止工6基　山腹工　0．2ha
②整備期間	平成25年度～平成27年度
③総事業費	約130百万円（国費65百万円(1/2) 県費65百万円(1/2)）
④全体計画	平成25年度　谷止工3基　50百万円 平成26年度　谷止工2基　40百万円 平成27年度　谷止工1基　山腹工　0．2ha　40百万円
⑤既整備内容・期間・事業費	なし

(3)事業の妥当性評価

	妥当	妥当でない
①公共関与の妥当性（行政が行うべき事業か）	○	
・森林法第４１条第１項に規定された「保安施設事業」に該当		
②事業執行主体の妥当性（県が行うべきか）	○	
・森林法第４１条第３項の規定により都道府県知事が整備		
③経済妥当性	○	
費用便益費　便益（B）／費用（C）= 2.59 ＞1.0		
・便益（B）= 312 百万円　・費用（C）= 121 百万円		
④事業実施・規模の妥当性	○	
・流域内は治山堰堤が未整備である。砂防等同等施設の計画はない。		
⑤整備手法の有効性	○	
・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が有効		
⑥環境負荷への配慮	○	
・切土盛土面は緑化し、裸地を残さない ・使用機械は排ガス対策型とし、環境負荷を低減する		
⑦事業計画の熟度	○	
・地元身延町からの強い要望あり		

＜妥当性評価＞

・7項目全て妥当であることから、妥当と判断する

(4)事業間優先度評価

・貢献度ランク：a　副次効果ランク：2　優先度評価：Ⅰ

(5)総合評価 ○

・(3)及び(4)の結果から実施

【事業位置図等】

省　略